



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
3-26-8-4F Kanda Ogawamachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0052, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和 6 年 10 月 23 日

東京都知事 小池百合子 様

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町三丁目 26 番地 8

神田小川町三丁目ビル 4 階

文化財保存計画協会気付（一社）日本イコモス国内委員会事務局

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

日本イコモス国内委員会委員長 岡田保良

同理事・国際文化的景観学術委員会日本代表 石川幹子



## 「(仮) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の変更届の受理・公示に関し、 東京都環境影響評価条例第 6 3 条に基づく、民主的手続き履行の要請

令和六年度東京都環境影響評価審議会において「(仮) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の変更届の受理報告が行われました。しかし、環境に重大な影響を与える開発行為に対して、下記の点について十分な資料の提出が行われず、審議が公明正大に尽くされませんでした。

東京都知事小池百合子様におかれましては、東京都環境影響評価条例第 6 3 条に基づき、変更案の環境影響評価書案の公示・縦覧・意見書・公聴会を行い、事業者には、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めていただきたく要請いたします。

これは、国際イコモスが発出したヘリテージ・アラート（2023 年 9 月 7 日）、日本弁護士連合会長声明（2024 年 3 月 14 日）、国際連合人権高等弁務官事務所・国連人権理事会が発出した「大規模な開発計画における環境影響評価プロセスにおけるパブリックな協議の不十分さに対する深刻な懸念」（2024 年 5 月 1 日）に基づく要請でもあります。

記

### ＜環境に重大な影響を与える開発行為のうち、科学的資料の未提出により、審議が未了である「生物・生態系」に関する内容の一覧＞

1. イチョウの衰退については、2022 年 12 月 26 日に日本イコモス国内委員会、樹木医の協力のもと、公表を行いました。これに対して事業者は、この事実を一切認めず、「すべてのイチョウが健全である」とする環境影響評価書を 2023 年 1 月 20 日に提出されまし



た。2023年1月30日、東京都環境影響評価審議会は、これを受諾し、同年2月17日、同事業の施行認可が行われ、樹木の伐採が新宿区長により許可されたところです。

しかしながら、2024年9月9日の事業者のプレス発表では、衰退が既に2022年以前より始まっていることが、事業者サイドの樹木医の見解として報告され、イコモスの調査と一致いたしました。

2024年10月21日の東京都環境影響評価審議会において、事業者は、この事実を説明せず、2023年5月より事業者が開始した調査報告書に基づいて、イチョウの衰退を認めましたが、2023年1月20日提出の「環境影響評価書の虚偽」を認めることはありませんでした。審議会でもこの重大な「虚偽の申請」については、不問に付され、審議は行われませんでした。イチョウ並木の保全是、市民、事業者、東京都が原則としており、開発により「環境に重大な影響を与える」ものであるため、再審が必要です。

2. 「環境に重大な影響を与えるもの」のうち、科学的検証・評価、および十分な資料が提示されなかったため、審議が必要なものは、以下の通りです。

- ① 衰退しているイチョウについて温暖化に伴う熱環境の与える影響に関する科学的調査、評価が欠落していること。
- ② 新設野球場の地下杭（40m）にたいする水循環の遮断に関する科学的調査、評価が欠落していること。
- ③ 保存緑地の持続的維持にかかわる日影の評価が行われておらず、科学的根拠が欠落していること。
- ④ 芝生広場の本移植地の図面が公表されず、審議に必須である客観的資料が提示されなかったこと。
- ⑤ 芝生広場の面積の減少に対して、図面にもとづく説明が行われなかったこと。
- ⑥ 芝生広場は、風致地区Aの区域であるが、歴史的樹木が大量に伐採される。移植木を優先し、現在、生育している歴史的樹木を伐採することの根拠が提示されなかったこと。
- ⑦ 霞ヶ丘門の保全、スタジイの伐採に関して説明が行われなかったこと。  
2023年3月、イコモスが保存要請済み。
- ⑧ 「移植検討」とされている秩父の宮ラグビー場の18本のイチョウについては、全く、報告されなかったこと
- ⑨ 人命の安全性を担保すべき、歩道橋を囲む広場の計画と幅員の検討に基づく、シミュレーションが行われず、樹木の本数をふやすための密生する樹林帯となっていることに対する審議がなかったこと。
- ⑩ 超高層ビル、イチョウ並木直近への神宮球場の建設に伴う、文化的景観の破壊に対する環境影響評価が行われなかったこと。

以上